

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針について

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針は、<u>国際財務報告基準解釈指針委員会、国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会</u>が作成し、<u>平成22年6月30日</u>までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた次に掲げるものとする。 (略)</p> | <p>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針は、<u>国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会</u>が作成し、<u>平成21年12月31日</u>までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた次に掲げるものとする。 (略)</p> |